

西条市体育施設指定管理者募集要項

西条市体育施設（以下「体育施設」という。）の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

別表１のとおり

(2) 所在地

別表１のとおり

(3) 施設の概要

別表１のとおり

(4) 施設の利用者数及び利用料金収入

別表２のとおり

(5) 施設別管理運営経費

別表３のとおり

(6) 施設別利用料金

別表４のとおり

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 関係法令、条例及び規則の規定を遵守すること。

(2) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。

(3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に扱うこと。

(4) 使用時間及び休館（業）日又は休業日については、別表５のとおりとする。ただし、西条市長（以下「市長」という。）の承認を得た場合は、体育施設の使用時間及び休館（業）日を変更し、又は別に定めることができる。

(5) リスク分担表

指定管理者と西条市の役割分担については、以下のとおりである。

分 類	内 容	西 条 市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
	著しい物価の変動に伴う電気代及び燃料費の増加及び減少	協議事項 ※注１	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する要望等への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	

	一般的な税制変更		○
行政的理由による事業変更	行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じたもの	○	
不可抗力	不可抗力（天災・暴動等）に伴う、施設、設備の修復に関するもの	○	
	災害時の対応（避難所開設まで）	（指示等）	○
書類の誤り	西条市が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
施設、設備の損傷	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	○	※注 2
	上記以外の経年劣化、第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの等（1 件 5 0 万円未満のもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの等（上記以外のもの）	○	
体育施設の利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議事項 ※注 3	
運営業務	施設の管理運営業務（各施設仕様書参照）		○
維持管理業務	施設の維持管理業務（各施設仕様書参照）		○
利用者の事故	第三者（利用者）の事故・怪我・病気		○
物品の管理	施設の物品管理		○
火 災	指定管理者の不備による火災による損害		○
破 損	指定管理者の保守管理業務に伴う備品等の破損		○

※注 1：著しい物価の変動とは、指定管理募集時に定めた 1 単位（kWh 及び ℓ）当たりの基準単価に対し、当該年度の平均単価との差額が、10%以上の増減がある場合とする。

西条市は、指定管理者に対し、差額に基準となる使用量を乗じた額を負担する、又は返還させることとする。

※注 2：指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には、指定管理者のリスクとする。

※注 3：協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第一次責任は、指定管理者が有するものとする。

その他：本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、西条市及び指定管理者が協議の上、決定する。

(6) 保険の加入

利用者傷害保険及び指定管理者の管理上の瑕疵により生ずる損害賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入すること。

また、前号に記載したリスク分担表における事象が発生した際、対応可能な保険に加入すること。

火災保険については、西条市が加入する。

<参考>

現在、西条市が加入している「市民総合賠償補償保険」の補償額は次のとおりである。

① 賠償責任保険

身体賠償		財物賠償
1 事故当たり支払限度額	1 人当たり支払限度額	1 事故当たり支払限度額
1 0 億円	1 億円	2 千万円

② 補償保険

死亡保険	後遺障害	入院補償	通院補償
5 0 0 万円	死亡保険金の 4 %～1 0 0 %	入院日数に応じ 1 万円～1 5 万円	通院日数に応じ 1 万円～6 万円

(7) 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めることとする。

3 指定管理者の業務等

- (1) 別紙1の体育施設の設置目的を達成するため必要な業務
- (2) 別紙1の体育施設の使用の許可に関する業務
- (3) 別紙1の体育施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他別紙仕様書に定めること。

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

ただし、指定の期間中に下記「5 応募資格」を失ったとき、又は管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 応募資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。ただし、個人は指定管理者となることはできない。）。
- (2) 団体又は当該団体の代表者及び役員並びに実質的支配をする者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 指定期間にわたり、施設の管理運営業務を円滑に遂行できるノウハウ、実施体制、経営基盤等が確保されていない者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触する者
 - ウ 国税及び地方税を滞納している者
 - エ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過していない者及びその統制下にある者
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続きを開始している者
- ク 他の自治体において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けた者
- ケ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していない者
- コ その他市長が不適当と認める事項に該当する者

(3) 複数の法人等が構成する団体（以下「グループ」という。）で応募する場合は、次の事項に留意すること。

- ア グループで応募する場合は、代表団体を定めるものとする。
- イ 単独で応募した団体は、グループの構成員（構成団体）となることはできない。
- ウ グループによる応募において、同時に複数のグループの構成員となることはできない。
- エ グループのすべての構成員が、上記の応募資格を満たしていることが必要である。
- オ 提出期限終了後の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を西条市に提出することとする。なお、西条市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

グループを結成して提案を行う場合は、応募に関する事務をすべてグループの代表者を通じて行わなければならない。また、西条市が当該代表者に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に対して行ったものとみなす。

一つの団体等が複数の提案を行うことはできない。また、一つの団体等が、複数のグループに加わることもできないこととする。

提出部数は、正本1部、副本3部及び電子データ（PDFデータ）とする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 体育施設指定管理者事業計画書及び収支予算書（消費税及び地方消費税相当額含む。）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の履歴事項全部証明書
- (5) 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、財産目録その他の団体の財務状況を明らかにする書類（消費税及び地方消費税相当額含む。）
- (6) 上記「5 応募資格」を証する書類（様式(7) 申立書）
- (7) 団体等の設立趣旨、事業内容等の概要が分かる書類
- (8) 役員名簿及び履歴を記載した書類
- (9) グループを結成して提案する場合は、別に定める書類

- (10) 書類を提出する時点で指定管理者である団体については、セルフモニタリングを実施している場合はその結果を記載した書類
 - (11) 書類を提出する時点で指定管理者である団体については、管理運営実績評価を実施するため、過去2年の事業報告書及び管理運営を客観的に評価できる書類（市を除く第三者評価や利用者アンケート結果等）
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- ※ (1)～(2)の様式については、西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年西条市規則第15号）に規定する様式による。
- ※ 申請書類には、(1)～(12)が確認できるように、必ずインデックスを貼り提出すること。
- ※ 申請書を綴じるファイル等は、同じ色のものに統一すること。色の指定はない。また、ファイルの背表紙及び表紙には、申請年度、施設名、応募団体名を明記すること。
- ※電子データは、(1)～(12)に記載の書類毎にデータを分けて保存し、タイトルを付すこと

7 利用料金制

体育施設に係る利用料金は、指定管理者自らの責任において決定（西条市の承認は必要）し、指定管理者の収入として取り扱う。

現在の利用料金は、それぞれの施設設置及び管理条例に規定するとおりである。（別表4のとおり）

8 指定管理料

体育施設の指定管理料については、指定期間内において、以下の上限金額以内で、申請の際の事業計画、収支計画を策定することとする。

上限金額：1,071,937千円／3年間（消費税及び地方消費税相当額含む。）

9 指定管理業務に要する経費等

- (1) 当該施設の年間管理運営費において西条市が支払う指定管理料については、事業計画書とともに提出される収支予算書における収支の差引額を基本として算定する。ただし、その額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

- (2) 指定管理料の支払方法は、協定書において定める。

- (3) 指定管理料に含まれる経費

ア 人件費（報酬給与、社会保険料等）

イ 事務費（消耗品費等）

ウ 事業費（報償費、使用料等）

エ 管理費（修繕費、光熱水費、燃料費、保守点検等委託料、役務費等）

- (4) 修繕費

1件あたり50万円（消費税及び地方消費税相当額含む。）未満の小規模修繕が必要な場合は、指定管理者が負担することとする。

年間20,000千円の小規模修繕費を見込むこととするので、指定管理者は原則、その範囲で小規模修繕を行うこととするが、年度の途中においてこの額を超えた場合は、そ

の都度、西条市と指定管理者で柔軟に協議する。

(5) 光熱水費等

指定管理者は、指定期間内（３６か月分）に請求を受理した上下水道料金、浄化槽負担金、電気料金、灯油料金、ガス料金、電話料金について負担することとする。

(6) 物品の購入及び帰属

現に施設に配置している備品及び消耗品（西条市が購入するもの）は、無償貸与する。また、指定管理者が自らの負担で備品及び消耗品を購入した場合は、当該備品及び消耗品は指定管理者に帰属する。

ただし、指定管理者が指定管理経費により備品及び消耗品を購入した場合は、西条市に帰属する。指定管理経費には、年間３，０００千円の備品購入費を見込むこととするので、指定管理者はその範囲で備品の購入を行うこととする。

(7) 管理口座、区分経理

指定管理業務に要する経費及び収入は、団体等自体の口座とは別の口座で管理を行うこととする。また、指定管理業務に係る経理と団体等自体に係る経理は区分し、独立した会計帳簿類を整備することとする。

(8) 利用料金取扱いマニュアルの整備

施設の利用料金の取扱いに際しては、十分な注意を持って当たることとし、取扱いのマニュアルを作成し、西条市に提出することとする。

10 指定管理料の精算（補填または返還）

指定管理料に含まれる経費（電気代及び燃料費）について、「２ 指定管理者が行う管理の基準（５）リスク分担表」にある著しい物価の変動が生じた際、指定管理料の精算（補填または返還）を行う。

指定管理者の募集時に定めた１単位（kWh及びℓ）当たりの基準単価に対し、当該年度の平均単価との差額が、１０％以上の増減がある場合、差額に基準となる使用量に乗じた額を精算する。

精算の算定根拠となる１単位当たりの基準単価と使用量は以下のとおりとする。

○電気代

(1) 西条運動公園（総合体育館、ひうち球場、ひうち陸上競技場、総合プール）【４施設一括】

基準単価：４２．３４円／kWh（税込、小数点第３位以下四捨五入）

使用量：４６６，１４９kWh

(2) ひうち体育館

基準単価：２９．４８円／kWh（税込、小数点第３位以下四捨五入）

使用量：５３，０６８kWh

(3) 東予運動公園（野球場、多目的広場、球技場、テニスコート、海浜広場、プール）、ビバ・スポルティアSAIJO【７施設一括】

基準単価：３５．９７円／kWh（税込、小数点第３位以下四捨五入）

使用量：４３９，０８０kWh

(4)西条市民公園（多目的広場、テニスコート）【2施設一括】

基準単価：33.64円/kWh（税込、小数点第3位以下四捨五入）

使用量：124,369kWh

(5)東予体育館

基準単価：32.27円/kWh（税込、小数点第3位以下四捨五入）

使用量：98,919kWh

(6)丹原B&G海洋センター

基準単価：25.22円/kWh（税込、小数点第3位以下四捨五入）

使用量：289,134kWh

○燃料費

丹原B&G海洋センター

基準単価：112.29円/ℓ（税込、小数点第3位以下四捨五入）

使用量：64,000ℓ

※精算（補填）については、指定管理者が当該費用を支出した翌年度に、予算措置を講じることとしており、当該予算の可決を条件に行うこととする。

1.1 指定管理料の変更・返還

建物等の改築、改修などによる西条市の定める仕様の変更、自然災害等の発生等その他やむを得ない事由により、当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、西条市と指定管理者との協議の上、指定管理料を変更できるものとする。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取消等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を西条市に返還することとする。

1.2 募集及び選定スケジュール

項 目	日 程
募集要項等の公表及び配布	令和8年8月21日～9月11日
現地説明会参加申込	令和8年8月21日～9月11日
現地説明会	令和8年9月17日
質問票の受付期間	令和8年8月21日～9月18日
質問票に対する回答	令和8年9月18日～9月25日（予定）
申請書類の提出期間	令和8年9月28日～10月2日
選定委員会の開催	令和8年10月下旬（予定）

指定管理者候補者決定、選定結果の通知	令和８年１２月下旬（予定）
--------------------	---------------

1 3 募集要項の配布及び質問事項等の受付

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和８年８月２１日（金）から令和８年９月１１日（金）まで

イ 配布場所

西条市健康増進部 スポーツ健康課（本庁舎本館１階）

〒７９３－８６０１ 西条市明屋敷１６４番地

電 話 ０８９７－５２－１３０２

FAX ０８９７－５２－１２９４

メールアドレス sportskenko@saijo-city.jp

(2) 質問事項等の受付

ア 受付期間

令和８年８月２１日（金）から令和８年９月１８日（金）まで

イ 受付方法

質問票（別紙）に記入の上、FAX又は電子メールで提出することとする。電話での質問の受付は行わない。

1 4 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり実施するので、参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者氏名を事前に連絡すること。

なお、指定管理者に応募する場合は、現地説明会への参加が必須である。不参加の場合の応募は認めない。

(1) 開催日時

令和８年９月１７日（木） １０時から

(2) 開催場所

西条市総合体育館 １階 会議室（西条市ひうち１番地２）

(3) 参加人数

各団体３名以内

(4) 事前申込

現地説明会申込書（任意様式）を、９月１１日（金）までに、FAX又は電子メールにより、西条市健康増進部スポーツ健康課へ提出することとする。

1 5 申請書提出先及び提出期限

(1) 提出先

西条市健康増進部スポーツ健康課（本庁舎本館１階）

〒７９３－８６０１ 西条市明屋敷１６４番地

(2) 提出期限

令和8年9月28日（月）から令和8年10月2日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※ 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は提出期限内必着とし、不慮の事故による紛失・遅配については考慮しない。FAX・電子メール等による提出は認めない。

1.6 選定方法

(1) 指定管理者選定委員会において、次の選考基準に沿って審査し、指定管理者の候補者を選定する（項目ごとの総合評価点数方式により選定）。

- ① 住民の利用について公平性が確保されるものであること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮し、サービス向上のための具体的な方策が示されていること。
- ③ 関係法令の遵守体制がとられるものであること。
- ④ 施設の適切な維持管理が図られるものであること。
- ⑤ 安全管理及び危機管理についての対策が適切であること。
- ⑥ 施設の管理経費の節減が図られるものであること。
- ⑦ 管理を安定して行う人的・物的能力を有していること。
- ⑧ 地域連携が図られるものであること。
- ⑨ 自己評価及び第三者評価の実施による事業の改善が図られるものであること。
- ⑩ 現指定管理者指定団体に対する実績評価

※⑩については、現在の指定管理者指定団体からの応募があった場合、その管理運営実績を評価し、今回の選定に反映させるために行う。

評価は、指定期間における事業報告書等提出書類を参考に、評価する。

(2) 選定委員会において、申請者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日時、場所については、申請者に後日連絡する。

1.7 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とする。

1.8 無効又は失格

次のいずれかの事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されていたとき。
- (4) その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたとき。

1.9 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知する。

2 0 指定管理者の決定及び管理業務に係る管理料

- (1) 指定管理者は、市議会の議決を経て決定（指定）される。
- (2) 上記の議決後に西条市と指定管理者との間で協定を締結することとなるが、この協定の管理業務に係る指定管理料は予算の範囲内となることから、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回ることがある。

2 1 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する（使用は、西条市役所内及び選定委員会での検討に限る。）。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (4) 不可抗力等、西条市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとする。
- (5) また、指定期間の終了又は指定の取消しにより、次の指定管理者等に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 2 添付資料

- (1) 対象施設の概要（別表 1）
- (2) 対象施設の利用者数（別表 2）
- (3) 施設別管理運営経費（別表 3）
- (4) 施設別利用料金（別表 4）
- (5) 体育施設の使用時間及び休館（業）日（別表 5）
- (6) 西条市体育施設管理運営業務及びスポーツ関連事業仕様書（別表 6）
- (7) 以下の各体育施設の設置及び管理条例
 - ア 西条市体育館設置及び管理条例（平成 16 年西条市条例第 99 号）
 - イ 西条市屋内運動場設置及び管理条例（平成 20 年西条市条例第 16 号）
 - ウ 西条市野球場設置及び管理条例（平成 16 年西条市条例第 101 号）
 - エ 西条市陸上競技場設置及び管理条例（平成 16 年西条市条例第 102 号）
 - オ 西条市プール設置及び管理条例（平成 16 年西条市条例第 103 号）
 - カ 西条市丹原 B&G 海洋センターの設置及び管理条例（平成 16 年西条市条例第 104 号）
 - キ 西条市テニスコート設置及び管理条例（平成 16 年西条市条例第 105 号）
 - ク 西条市有料公園施設設置及び管理条例（平成 16 年西条市条例第 106 号）
- (8) (7)の各体育施設の設置及び管理条例施行規則
 - ア 西条市体育館設置及び管理条例施行規則（平成 18 年西条市規則例第 14 号）
 - イ 西条市屋内運動場設置及び管理条例施行規則（平成 20 年西条市規則第 17 号）
 - ウ 西条市野球場設置及び管理条例施行規則（平成 18 年西条市規則第 16 号）
 - エ 西条市陸上競技場設置及び管理条例施行規則（平成 18 年西条市規則第 17 号）
 - オ 西条市プール設置及び管理条例施行規則（平成 18 年西条市規則第 18 号）
 - カ 西条市丹原 B&G 海洋センターの設置及び管理条例施行規則（平成 18 年西条市規則第

19 号)

キ 西条市テニスコート設置及び管理条例施行規則（平成 18 年西条市規則第 20 号）

ク 西条市有料公園施設設置及び管理条例施行規則（平成 18 年西条市規則第 22 号）

2 3 様式

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) グループ構成員届出書
- (5) 委任状
- (6) 質問票
- (7) 申立書

別表 1

施設の概要

	所在地	建設年月日	構造	面積	施設内容概略	休館日	開館時間
西条市総合体育館	ひうち1番地2	昭和61年2月	鉄筋コンクリート造2 階建	建築面積 5,477㎡	アリーナ バレーボール 3面・バスケットボール 2面 バドミントン 12面・テニス 2面・ハンド ボール 1面・卓球 24台等 その他 トレーニング室・幼児体育室・第1武道 場（剣道、空手等）・第2武道場（柔道）・ 弓道場・ジョギングコース等	毎週月曜日（祝日の場合 はその日の後において、 最も近い祝日でない日） 及び12月29日から翌年の1 月3日まで	9時から22時
西条市ひうち体育館	ひうち1番地3	昭和59年1月	鉄筋コンクリート造2 階建	建築面積 1,463㎡	アリーナ バレーボール 1面・バドミントン 2面・卓球 6台 ・バスケット 1面等 その他 トレーニング室・シャワー室・研修室・会議室 ・クラブ室・和室・更衣室	毎週火曜日（祝日の場合 はその日の後において、 最も近い祝日でない日） 及び12月29日から翌年の1 月3日まで	9時から22時
西条市ひうち球場	ひうち1番地2	平成3年10月	鉄筋コンクリート造2 階建 （一部屋根付）	敷地面積 21,000㎡ グラウンド面積 12,990㎡	野球 レフト側 98m・ライト側 98m・センター 122m ・フルカラーLED式スコアボード・夜間照明 6基 収容人員 10,840人	12月29日から翌年の1月3 日まで	9時から22時
西条市ひうち陸上競技場	ひうち1番地1	平成13年8月	鉄筋コンクリート造2 階建 （一部屋根付）	敷地面積 39,000㎡ フィールド面積 7,314㎡	第2種公認 走行レーン 400m× 8レーン 収容人員 メインスタンド 1,452人 計14,980人 芝生スタンド 13,528人	12月29日から翌年の1月3 日まで	4月から9月まで 9時から20時 10月から翌年の3月まで 9時から19時
西条市西条運動公園 総合プール	ひうち1番地2	平成元年6月	鉄筋コンクリート造 （管理棟2 階建）	敷地面積 11,466㎡ 水面積 2,268㎡	流水プール・ポチャンコプール（中止中）・噴水プール・ ちびっこプール・スパイラルスライダー（ 2連）・ 直線スライダー（ 2連）・50m プール（8コース）	9月1日から翌年の6月30日 まで	7月1日から同月19日まで及 び8月20日から同月31日まで 10時から18時 7月20日から8月19日まで 10時から19時
西条市西条市民公園 多目的広場	大町403番地1	昭和46年3月 平成25年5月	_____	敷地面積 10,038㎡	野球 レフト側 86.5m・ライト側 82.5m・ソフ トボール 2面・サッカー 1面・夜間照明 6基	12月29日から翌年の1月3 日まで	8時30分から22時
西条市西条市民公園 テニスコート	大町403番地1	昭和27年6月 平成25年5月	_____	2,804㎡	砂入り人工芝 4面・夜間照明 8基	12月29日から翌年の1月3 日まで	8時30分から22時
西条市東予体育館	周布396番地	昭和58年3月	鉄筋コンクリート造2 階建	建築面積 2,687㎡	アリーナ バレーボール 2面・バスケットボール 2面 バドミントン 8面・卓球 10台等 その他 トレーニング室・武道場（剣道、柔道、 空手等）・ジョギングコース等	毎週月曜日（祝日の場合 はその日の後において、 最も近い祝日でない日） 及び12月29日から翌年の1 月3日まで	9時から22時
西条市東予運動公園 野球場	河原津新田甲157番地	平成7年3月	鉄筋コンクリート造2 階 建（一部屋根付）	敷地面積 17,200㎡ グラウンド面積 13,299㎡	野球 レフト側 97.6m・ライト側 97.6m・センター 122m・フルカラーLED式スコアボード・ 夜間照明6基 収容人員5,000人	12月29日から翌年の1月3 日まで	9時から22時
ビバ・スポルティア SAIJO	河原津新田甲157番地	平成20年11月	鉄筋コンクリート 一部造2 階建	主競技場 7,200㎡ ・人工芝 5,460㎡ ・クレー 900㎡ ・ウレタン 幅2.5m 1周約300m	最大6分割で使用可能 ・サッカー 1面・フットサル 4面 ・野球（練習）1～6面4・トレーニング室 ・会議室 4室・更衣室（男女各1室） ・シャワー室 2室・多目的シャワー室 2室 ・ロッカールーム 4室	12月29日から翌年の1月3 日まで	9時から22時
西条市東予運動公園 球技場	河原津新田甲157番地	昭和61年4月	_____	敷地面積 16,900㎡	天然芝・サッカー 1面・ラグビー 1面・芝生スタンド （3,500人収容）	12月29日から翌年の1月3 日まで	4月から9月まで 8時30分 から19時 10月から翌年3月まで 8 時30分から17時
西条市東予運動公園 多目的広場	河原津新田甲157番地	平成3年3月	_____	敷地面積 19,800㎡	サッカー 1面・ソフトボール 2面等	12月29日から翌年の1月3 日まで	4月から9月まで 8時30分 から19時 10月から翌年3月まで 8 時30分から17時
西条市東予運動公園 テニスコート	河原津新田甲157番地	昭和61年4月	_____	6,500㎡	砂入り人工芝コート 8面・砂入り人工芝壁打ちコート 1面・ 夜間照明（5面のみ）	12月29日から翌年の1月3 日まで	8時30分から22時
西条市東予運動公園 プール	河原津新田甲157番地	昭和63年7月 平成元年7月	鉄筋コンクリート	敷地面積 10,600㎡ 水面積 2,374㎡	流水プール（全長170m）・幼児プール・50m プール（8コース /休止中）	9月1日から翌年の6月30日 まで	7月1日から同月19日まで及 び8月20日から同月31日まで 10時から18時 7月20日から8月19日まで 10時から19時
西条市東予運動公園 海浜広場	河原津新田甲157番地	平成4年3月	_____		炊飯棟、トイレなど	12月29日から翌年の1月3 日まで	終日
西条市丹原 B＆G海洋センター	丹原町志川甲12番地1	平成5年6月	鉄筋コンクリート鉄骨造 鋼板葺2階建	敷地面積 4,934㎡ 水面積 412㎡	25m プール 6コース・幼児用プール・ジャグジープール 採暖室・多目的ホール	毎週月曜日（祝日の場合 はその日の後において、 最も近い祝日でない日） 及び12月29日から翌年の1 月4日まで	10時から21時

対象施設の利用者数

1 利用者数

(単位：人)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	平 均
1	総合体育館	93,166	93,084	104,011	96,753
2	ひうち体育館	37,802	30,635	37,386	35,274
3	ひうち球場	15,909	15,523	20,224	17,218
4	ひうち陸上競技場	35,201	38,380	35,777	36,452
5	西条市運動公園プール	19,460	21,080	22,770	21,103
6	東予体育館	53,667	55,377	57,894	55,646
7	東予運動公園野球場	8,499	8,297	8,504	8,433
8	ビバ・スポルティアSAIJO	61,113	62,815	62,070	61,999
9	東予運動公園多目的広場	12,385	12,679	12,551	12,538
10	東予運動公園球技場	7,410	6,515	5,640	6,521
11	東予運動公園テニスコート	22,434	23,682	24,775	23,630
12	東予運動公園海浜広場	468	390	535	464
13	東予運動公園プール	10,537	10,706	11,531	10,924
14	西条市民公園テニスコート	24,470	25,060	25,519	25,016
15	西条市民公園多目的広場	27,033	29,612	29,283	28,642
16	丹原B&G海洋センター	35,495	38,571	37,384	37,150
合 計		465,049	472,406	495,854	477,763

対象施設の利用料収入

2 利用料収入

(単位:円)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	平 均
1	総合体育館	5,252,960	6,396,530	6,710,210	6,119,900
2	ひうち体育館	1,548,860	1,557,000	1,654,670	1,586,843
3	ひうち球場	466,140	449,600	628,490	514,743
4	ひうち陸上競技場	1,765,800	2,119,650	2,228,670	2,038,040
5	西条市運動公園プール	4,666,800	5,155,800	5,484,150	5,102,250
6	東予体育館	2,307,830	2,348,130	2,378,910	2,344,956
7	東予運動公園野球場	598,860	474,560	523,200	532,206
8	ビバ・スポルティアSAIJO	12,634,220	12,676,210	12,769,260	12,693,230
9	東予運動公園多目的広場	189,360	204,550	223,940	205,950
10	東予運動公園球技場	298,370	256,290	221,090	258,583
11	東予運動公園テニスコート	2,294,630	2,361,930	2,763,780	2,473,446
12	東予運動公園海浜広場	17,850	9,300	7,800	11,650
13	東予運動公園プール	0	0	0	0
14	西条市民公園テニスコート	2,584,570	2,875,710	3,130,900	2,863,726
15	西条市民公園多目的広場	1,093,720	1,009,910	1,097,100	1,066,910
16	丹原B&G海洋センター	6,668,940	8,032,480	3,784,650	6,162,023
合 計		42,388,910	45,927,650	43,606,820	43,974,456

施設別管理運営経費

施設名 総合体育館

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3力年平均	
人件費	24,790,704	19,883,342	20,515,527	21,729,858	
給与・賞与・手当	22,057,184	17,439,918	17,727,695	19,074,932	
法定福利費	2,687,428	2,356,687	2,598,746	2,547,620	
福利厚生費	46,092	86,737	189,086	107,305	
需要費	19,428,635	17,943,926	15,868,010	17,746,857	
消耗品費	1,458,818	1,126,668	1,281,322	1,288,936	
燃料費	125,921	133,662	119,814	126,466	
印刷製本費	102,400	105,522	188,724	132,215	
光熱水費	15,885,310	14,924,251	13,424,689	14,744,750	
修繕料	1,856,186	1,633,627	833,265	1,441,026	
広告宣伝費	0	20,196	20,196	13,464	
役務費	1,101,125	717,912	646,415	821,817	
通信運搬費	449,932	311,548	229,523	330,334	
手数料	535,748	338,303	340,173	404,741	
保険料	115,445	68,061	76,719	86,742	
委託料	6,450,989	6,472,356	6,661,352	6,528,232	
使用料	122,009	291,539	193,660	202,403	
備品購入費	611,342	539,903	919,538	690,261	
一般管理費	7,984,832	5,004,967	5,920,082	6,303,294	
公租公課	2,393,844	2,708,279	2,922,113	2,674,745	
合計	62,883,480	53,562,224	53,646,697	56,697,467	

施設別管理運営経費

施設名 ひうち体育館

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3力年平均	
人件費	5,462,238	5,811,255	6,338,238	5,870,577	
給与・賞与・手当	4,977,437	5,323,510	5,770,340	5,357,096	
法定福利費	484,801	487,745	534,966	502,504	
福利厚生費	0	0	32,932	10,977	
需要費	2,630,421	2,172,443	2,487,151	2,430,005	
消耗品費	133,778	206,202	267,867	202,616	
燃料費	96	923	46	355	
印刷製本費	64,375	0	84,700	49,692	
光熱水費	1,669,762	1,588,018	1,564,587	1,607,456	
修繕料	762,410	377,300	569,951	569,887	
広告宣伝費	0	0	0	0	
役務費	346,743	364,707	368,337	359,929	
通信運搬費	102,723	98,938	99,755	100,472	
手数料	244,020	238,508	240,983	241,170	
保険料	0	27,261	27,599	18,287	
委託料	1,289,122	1,443,732	1,051,732	1,261,529	
使用料	52,320	11,619	21,666	28,535	
備品購入費	62,260	97,289	61,161	73,570	
一般管理費	0	253,896	253,896	169,264	
公租公課	327,115	684,793	696,183	569,364	
合計	10,170,219	10,839,734	11,278,364	10,762,772	

別表3-3

施設別管理運営経費

施設名 ひうち球場

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3力年平均	
人件費	5,977,633	7,492,121	8,377,396	7,282,383	
給与・賞与・手当	5,304,340	6,452,142	7,032,514	6,262,999	
法定福利費	586,013	929,848	1,279,814	931,892	
福利厚生費	87,280	110,131	65,068	87,493	
需要費	5,399,689	5,708,123	4,634,177	5,247,330	
消耗品費	1,294,430	1,050,152	945,094	1,096,559	
燃料費	87,469	63,971	43,383	64,941	
印刷製本費	8,000	0	11,550	6,517	
光熱水費	1,814,870	2,753,977	2,480,477	2,349,775	
修繕料	2,194,920	1,840,023	1,153,673	1,729,539	
広告宣伝費	0	0	0	0	
役務費	186,681	259,834	242,950	229,822	
通信運搬費	101,221	98,453	97,891	99,188	
手数料	43,560	45,210	46,860	45,210	
保険料	41,900	116,171	98,199	85,423	
委託料	3,393,060	3,421,880	3,159,420	3,324,787	
使用料	10,330	9,240	11,236	10,269	
備品購入費	35,452	397,870	370,123	267,815	
一般管理費	3,273,183	2,556,628	3,535,055	3,121,622	
公租公課	454,597	784,435	891,037	710,023	
合計	18,730,625	20,630,131	21,221,394	20,194,050	

別表3-4

施設別管理運営経費

施設名 ひうち陸上競技場

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3力年平均	
人件費	6,760,986	7,663,025	7,628,911	7,350,974	
給与・賞与・手当	6,074,684	6,696,760	6,714,073	6,495,172	
法定福利費	611,500	816,419	792,207	740,042	
福利厚生費	74,802	149,846	122,631	115,760	
需要費	5,596,347	5,995,562	6,069,546	5,887,152	
消耗品費	1,800,324	1,639,281	1,348,713	1,596,106	
燃料費	114,912	116,895	125,359	119,055	
印刷製本費	85,000	206,800	246,950	179,583	
光熱水費	1,672,065	2,316,087	2,085,765	2,024,639	
修繕料	1,924,046	1,716,499	2,262,759	1,967,768	
広告宣伝費	0	0	0	0	
役務費	307,996	336,662	303,700	316,119	
通信運搬費	148,176	150,751	151,821	150,249	
手数料	117,920	69,740	53,680	80,447	
保険料	41,900	116,171	98,199	85,423	
委託料	4,547,400	3,860,560	4,317,555	4,241,838	
使用料	43,290	37,547	50,070	43,636	
備品購入費	739,104	433,124	312,665	494,964	
一般管理費	3,703,686	2,838,167	3,354,236	3,298,696	
公租公課	537,322	791,113	732,733	687,056	
合計	22,236,131	21,955,760	22,769,416	22,320,436	

別表3-5

施設別管理運営経費

施設名 西条運動公園総合プール

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3力年平均	
人件費	0	0	11,138,968	3,712,989	
給与・賞与・手当	0	0	10,357,537	3,452,512	
法定福利費	0	0	669,031	223,010	
福利厚生費	0	0	112,400	37,467	
需要費	3,823,764	3,908,887	5,184,901	4,305,851	
消耗品費	1,223,973	858,757	1,675,895	1,252,875	
燃料費	0	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	0	
光熱水費	1,528,583	1,899,977	1,744,649	1,724,403	
修繕料	1,071,208	1,150,153	1,443,607	1,221,656	
広告宣伝費	0	0	320,750	106,917	
役務費	330,044	310,006	352,385	330,812	
通信運搬費	57,804	57,167	101,225	72,065	
手数料	203,980	225,579	223,560	217,706	
保険料	68,260	27,260	27,600	41,040	
委託料	19,356,644	21,417,296	4,503,910	15,092,617	
使用料	136,160	136,160	179,120	150,480	
備品購入費	4,378	0	0	1,459	
一般管理費	1,100,000	1,605,444	2,026,930	1,577,458	
公租公課	44,010	53,697	1,569,243	555,650	
合計	24,795,000	27,431,490	24,955,457	25,727,316	

別表3－6

施設別管理運営経費

施設名 東予体育館

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3力年平均	
人件費	10,366,549	10,706,585	11,563,760	10,878,965	
給与・賞与・手当	9,302,659	9,638,980	10,359,658	9,767,099	
法定福利費	1,041,928	1,043,777	1,166,757	1,084,154	
福利厚生費	21,962	23,828	37,345	27,712	
需要費	3,674,567	4,542,722	5,029,347	4,415,545	
消耗品費	308,161	283,067	386,109	325,779	
燃料費	113,224	121,243	116,019	116,829	
印刷製本費	41,000	38,500	89,650	56,383	
光熱水費	2,641,806	3,314,182	3,373,474	3,109,821	
修繕料	570,376	785,730	1,064,095	806,734	
広告宣伝費	0	0	0	0	
役務費	447,367	465,690	477,234	463,430	
通信運搬費	163,627	159,121	166,892	163,213	
手数料	244,020	238,508	240,983	241,170	
保険料	39,720	68,061	69,359	59,047	
委託料	897,820	1,031,470	842,820	924,037	
使用料	37,300	41,950	116,889	40,400	
備品購入費	303,140	456,003	274,228	344,457	
一般管理費	2,414,042	1,496,465	1,843,503	1,918,003	
公租公課	548,760	1,072,217	1,043,849	888,275	
合計	18,689,545	19,813,102	21,191,630	19,898,092	

別表3－7

施設別管理運営経費

施設名 東予運動公園野球場

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3力年平均	
人件費	7,996,058	6,951,308	7,465,478	7,470,948	
給与・賞与・手当	6,808,928	5,868,883	6,336,662	6,338,158	
法定福利費	1,147,350	1,008,241	1,076,416	1,077,336	
福利厚生費	39,780	74,184	52,400	55,455	
需要費	1,429,569	3,782,169	3,506,000	2,905,913	
消耗品費	612,916	1,062,954	540,107	738,659	
燃料費	346,873	290,980	303,349	313,734	
印刷製本費	8,000	0	4,950	4,317	
光熱水費	0	1,706,585	1,678,670	1,128,418	
修繕料	461,780	721,650	978,924	720,785	
広告宣伝費	0	0	0	0	
役務費	145,555	219,649	197,348	187,517	
通信運搬費	90,455	85,643	71,698	82,599	
手数料	13,200	17,835	27,451	19,495	
保険料	41,900	116,171	98,199	85,423	
委託料	601,106	601,106	721,116	641,109	
使用料	0	0	0	0	
備品購入費	36,080	76,230	70,280	60,863	
一般管理費	4,015,917	2,380,259	2,902,092	3,099,423	
公租公課	1,028,741	800,455	806,869	878,688	
合計	15,253,026	14,811,176	15,669,183	15,244,462	

別表3-8

施設別管理運営経費

施設名 ビバ・スポーツピアSAIJO

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3カ年平均	
人件費	6,949,359	0	546	2,316,635	
給与・賞与・手当	6,029,451	0	0	2,009,817	
法定福利費	919,908	0	0	306,636	
福利厚生費	0	0	546	182	
需要費	8,643,638	9,799,708	10,837,146	9,760,164	
消耗品費	221,292	339,893	649,288	403,491	
燃料費	69,045	35,851	28,920	44,605	
印刷製本費	82,798	77,000	119,900	93,233	
光熱水費	7,670,753	7,697,756	7,801,992	7,723,500	
修繕料	599,750	1,649,208	2,237,046	1,495,335	
広告宣伝費	0	0	0	0	
役務費	444,837	153,010	146,199	248,015	
通信運搬費	189,532	86,849	82,850	119,744	
手数料	243,045	38,900	35,750	105,898	
保険料	12,260	27,261	27,599	22,373	
委託料	3,740,463	4,329,050	3,990,580	4,020,031	
使用料	0	0	0	0	
備品購入費	389,421	116,479	92,425	199,442	
募集費	0	0	0	0	
一般管理費	1,608,689	785,988	785,988	1,060,222	
公租公課	905,866	200,137	196,083	434,029	
合計	22,682,273	15,384,372	16,048,967	18038537.33	

別表3－9

施設別管理運営経費

施設名 東予運動公園(球技場、多目的広場、テニスコート、海浜広場)

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3力年平均	
人件費	12,450,809	20,847,537	22,599,525	18,632,624	
給与・賞与・手当	11,481,651	18,996,691	20,495,131	16,991,158	
法定福利費	888,876	1,707,488	1,969,934	1,522,099	
福利厚生費	80,282	143,358	134,460	119,367	
需要費	12,966,649	11,437,861	10,731,572	11,712,027	
消耗品費	1,489,514	1,775,568	1,729,985	1,665,022	
燃料費	0	3,650	0	1,217	
印刷製本費	35,200	23,375	23,375	27,317	
光熱水費	8,161,072	7,277,440	7,975,071	7,804,528	
修繕料	3,280,863	2,357,828	1,003,141	2,213,944	
広告宣伝費	0	0	0	0	
役務費	555,620	601,282	646,456	601,119	
通信運搬費	89,885	88,253	88,850	88,996	
手数料	382,115	425,288	470,487	425,963	
保険料	83,620	87,741	87,119	86,160	
委託料	8,731,120	8,065,420	8,161,120	8,319,220	
使用料	0	0	0	0	
備品購入費	566,762	415,502	179,386	387,217	
負担金補助、交付金	463,549	421,408	463,549	449,502	
一般管理費	1,053,051	1,553,621	2,211,370	1,606,014	
公租公課	1,091,127	1,860,633	1,974,918	1,642,226	
合計	37,878,687	45,203,264	46,967,896	43,349,949	

別表3-10

施設別管理運営経費

施設名 東予運動公園プール

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3力年平均	
人件費	0	0	0	0	
給与・賞与・手当	0	0	0	0	
法定福利費	0	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	0	
需要費	3,639,109	2,553,675	2,470,722	2,887,835	
消耗品費	746,403	722,503	918,767	795,891	
燃料費	0	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	0	
光熱水費	1,341,293	1,404,592	1,351,925	1,365,937	
修繕料	1,551,413	426,580	200,030	726,008	
広告宣伝費	0	0	0	0	
役務費	203,268	196,013	195,790	198,357	
通信運搬費	55,758	60,467	57,249	57,825	
手数料	103,650	108,286	110,941	107,626	
保険料	43,860	27,260	27,600	32,907	
委託料	12,904,936	13,293,153	16,004,186	14,067,425	
使用料	0	0	0	0	
備品購入費	0	41,799	70,920	37,573	
一般管理費	1,100,000	1,507,968	1,510,574	1,372,847	
公租公課	398,780	124,672	▲ 117,547	135,302	
合計	18,246,093	17,717,280	20,134,645	18,699,339	

施設別管理運営経費

施設名 西条市民公園(多目的広場・テニスコート)

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3カ年平均	
人件費	8,085,754	10,338,439	10,782,306	9,735,500	
給与・賞与・手当	7,462,270	9,427,591	9,818,300	8,902,720	
法定福利費	530,619	724,287	865,412	706,773	
福利厚生費	92,865	186,561	98,594	126,007	
需要費	4,861,569	4,839,648	5,515,900	5,072,372	
消耗品費	156,703	198,830	403,164	252,899	
燃料費	1,187	692	692	857	
印刷製本費	45,400	23,375	32,725	33,833	
光熱水費	4,034,931	4,057,841	4,143,375	4,078,716	
修繕料	623,348	558,910	935,944	706,067	
広告宣伝費	0	0	0	0	
役務費	177,372	200,764	203,155	193,764	
通信運搬費	133,812	133,540	131,996	133,116	
手数料	43,560	36,300	43,560	41,140	
保険料	0	30,924	27,599	19,508	
委託料	1,095,952	1,290,872	1,125,872	1,170,899	
使用料	34,690	33,879	45,336	37,968	
備品購入費	233,988	206,475	261,969	234,144	
一般管理費	4,297,269	3,509,933	4,417,861	4,075,021	
公租公課	844,744	1,180,684	1,119,429	1,048,286	
合計	19,631,338	21,600,694	23,471,828	21,567,953	

別表3-12

施設別管理運営経費

施設名 丹原B&G海洋センター

(単位:円)

科目	管理運営経費				備考
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	3力年平均	
人件費	25,250,366	26,898,530	30,743,411	27,630,769	
給与・賞与・手当	22,644,074	24,489,340	27,872,627	25,002,014	
法定福利費	2,566,303	2,374,459	2,799,564	2,580,109	
福利厚生費	39,989	34,731	71,220	48,647	
需要費	21,200,250	23,717,419	25,286,475	23,401,381	
消耗品費	973,690	1,112,830	1,004,604	1,030,375	
燃料費	6,905,561	8,069,724	8,248,839	7,741,375	
印刷製本費	57,200	114,400	118,800	96,800	
光熱水費	7,713,678	9,016,638	9,968,377	8,899,564	
修繕料	1,835,222	965,600	1,398,549	1,399,790	
広告宣伝費	5,400	0	79,200	28,200	
自主事業費用費	0	0	0	0	
バス送迎費用	3,709,499	4,438,227	4,468,106	4,205,277	
役務費	1,061,491	1,877,499	1,673,433	1,537,474	
通信運搬費	290,226	306,506	327,268	308,000	
手数料	710,143	1,513,996	1,228,941	1,151,027	
保険料	61,122	56,997	117,224	58,372	
委託料	2,174,460	3,390,255	2,769,040	2,777,918	
使用料	0	82,500	0	27,500	
備品購入費	161,535	367,533	490,868	339,979	
負担金補助、交付金	305,755	42,000	46,200	131,318	
募集費	0	33,000	61,600	31,533	
一般管理費	5,483,468	5,293,317	5,593,966	5,456,917	
公租公課	1,566,958	2,517,154	2,303,130	2,129,081	
合計	57,204,283	64,219,207	68,968,123	63,463,871	

別表 4

西条市総合体育館使用料

西条市体育館設置及び管理条例 別表第1(第6条、第12条関係)

1 第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分				使用時間	9時～12時	12時～17時	17時～22時	1時間ごと
					時	17時	22時	
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)	一般・学生		3,960	6,600	6,600	1,320
			中学生以下		1,980	3,300	3,300	660
		入場料を徴収する場合(B)	一般・学生		11,880	19,800	19,800	3,960
			中学生以下		5,940	9,900	9,900	1,980
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)			15,840	26,400	26,400	5,280
		入場料を徴収する場合(D)			31,680	52,800	52,800	10,560
第1格技室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)			900	1,800	2,250	450
		入場料を徴収する場合(B)			3,600	7,200	9,000	1,800
第2格技室	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)			8,550	14,400	18,670	3,600
		入場料を徴収する場合(D)			17,100	28,800	37,340	7,420
大会議室兼卓球室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)			660	880	1,320	220
		入場料を徴収する場合(B)			1,320	1,760	2,640	450
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)			2,420	4,180	5,280	880
		入場料を徴収する場合(D)			4,840	8,360	10,560	2,020
弓道場兼アーチェリー室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)			440	660	880	220
		入場料を徴収する場合(B)			880	1,320	1,760	450
小会議室	会議等	入場料を徴収しない場合(A)			440	660	880	220
		入場料を徴収する場合(B)			880	1,320	1,760	450

備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。

4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。

5 上記の表及び前各項の基準により難い場合等の使用料については、この条例に

定めるもののほか、市長が別に定める。

2 第5条第1項ただし書の場合

使用区分			使用料
トレーニング室	一般及び学生	普通	1人1回につき 220円
		回数券	11枚綴 2,200円
第1格技室	一般及び学生		1人1回につき 220円
第2格技室	中学生以下		〃 100円
大会議室兼卓球室	一般及び学生		1人1回につき 200円
	中学生以下		〃 100円
弓道場兼アーチェリー室	一般及び学生		1人1回につき 150円
	中学生以下		〃 70円

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

3 設備備品使用の場合

設備・備品名	単位	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき
ステージライト	アマチュア	550円	1,100円
	アマチュア以外	2,200円	4,400円
放送設備	アマチュア	1,500円	3,000円
	アマチュア以外	6,000円	12,000円
シャワー	1回につき	100円	100円

備考 1回とは、開会から閉会まで又は開演から終演までとする。

4 物品販売店設置の場合

使用区分	単位	館内	館外
物品販売店	1店1日につき	900円	450円

備考 1 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

2 移動物品販売については、市長が別に定める。

5 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料
主競技場 格技室	床面の3分の1以下	全面使用について定められた使用区分の使用料の額の3分の1に相当する額
大会議室兼卓球室	床面の3分の1を越え2分	全面使用について定められた使用区分の使用料

	の1以下	の額の2分の1に相当する額
	床面の2分の1を越え3分の2以下	全面利用について定められた使用区分の使用料の額の3分の2に相当する額

備考 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 冷房・暖房設備利用の場合

使用区分			アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ以外
主競技場	冷房	1階主競技場	1時間につき 3,300円	1時間につき 6,600円
		2階観覧席	〃 8,000円	〃 16,000円
		1階、2階同時使用	〃 11,300円	〃 22,600円
	暖房	1階主競技場	〃 3,130円	〃 6,260円
		2階観覧席	〃 8,000円	〃 16,000円
		1階、2階同時使用	〃 11,130円	〃 22,260円
大会議室	冷房		〃 410円	〃 830円
兼卓球室	暖房		〃 550円	〃 1,100円
小会議室	冷房		〃 90円	〃 160円
	暖房		〃 160円	〃 320円

西条市ひうち体育館使用料

西条市体育館設置及び管理条例 別表第2(第6条、第12条関係)

1 第5条第1項本文の場合

使用区分	使用料
主競技場	1時間につき 660円
会議室・研修室1・研修室2	1室1時間につき 360円
和室1・和室2・クラブ室	1室1時間につき 330円

備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 冷暖房設備を利用するときは、使用料金の3割を加算する。

2 第5条第1項ただし書の場合

使用区分	使用料
トレーニング室	1人1回につき 220円

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

3 部分使用の場合

使用区分		使用料
主競技場	2分の1以下の部分を使用する場合	1時間につき 330円

4 設備の使用の場合

使用区分		使用料
シャワー	1回につき	100円

5 物品販売店設置の場合

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900円
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450円

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

西条市ひうち球場野球場、西条市東予運動公園野球場使用料

西条市野球場設置及び管理条例 別表第1(第6条、第12条関係)

使用区分		使用料	
入場料を徴収する場合	職業	1時間につき	9,000円
	一般・学生	1時間につき	1,870円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	1,020円
入場料を徴収しない場合	職業	1時間につき	2,350円
	一般・学生	1時間につき	900円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	330円
練習に使用する場合	職業	1時間につき	1,680円
	一般・学生	1時間につき	330円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	220円
ピッチング場のみ使用の場合		1面4時間につき	150円

備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの使用料については、上記の表の料金に100分の80を乗じて得た額とする。

4 職業とは、野球を業として行うものをいう。

5 野球以外に使用する場合の料金は、本表に準じて徴収する。

西条市野球場設置及び管理条例 別表第2(第6条、第12条関係)

設備使用料

使用区分	使用料	
照明施設	1時間につき	4,500円
拡声装置	1時間につき	450円
スコアボード	1試合につき	900円
シャワー	1回につき	100円

備考 1時間に満たないときは、1時間とみなす。

西条市野球場設置及び管理条例 別表第3(第6条、第12条関係)

物品販売店設置の場合

使用区分	単位	使用料
物品販売店	1日につき	900円

備考 移動物品販売については、別に市長が定める。

西条市ひうち陸上競技場使用料

西条市陸上競技場設置及び管理条例 別表第1(第6条、第12条関係)

第5条第1項本文の場合

使用区分			単位	使用料
トラック・フィールド	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき(A)	1時間につき	2,250円
			1日につき	15,000円
		入場料を徴収するとき(B)	1時間につき	4,500円
			1日につき	30,000円
	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき(C)	1時間につき	4,500円
			1日につき	30,000円
		入場料を徴収するとき(D)	1時間につき	9,000円
			1日につき	60,000円
本部室・会議室1・会議室2			1室1時間につき	70円
			1室1日につき	450円

備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 1日とは、9時から17時までとする。

- 4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。
- 5 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。
- 6 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの使用料については上記の表の料金に100分の80を乗じて得た額とする。

西条市陸上競技場設置及び管理条例

別表第2(第6条、第12条関係(第5条第1項ただし書の場合))

使用区分			単位	使用料
トラック	一般及び学生	普通	1人1回	220円
		回数券	11枚綴	2,200円
	高校生以下	普通	1人1回	100円
		回数券	11枚綴	1,000円

備考 1回とは、入場から退場までとする。

西条市陸上競技場設置及び管理条例

別表第3 (設備・備品使用の場合)(第6条、第12条関係)

使用区分	単位	使用料
写真判定装置	1式1日につき	3,000円
放送設備	1式1日につき	2,250円
シャワー	1回につき	100円

西条市陸上競技場設置及び管理条例 別表第4(物品販売店設置の場合)(第6条、第12条関係)

使用区分	単位	使用料
物品販売店	1店1日につき	2,000円

備考 1 物品販売面積は、1店につき20平方メートル以下とする。

2 移動物品販売については、別に市長が定める。

西条市陸上競技場設置及び管理条例

別表第5(冷房・暖房設備使用の場合)(第6条、第12条関係)

使用区分		単位	使用料
本部室 会議室1 会議室2	冷・暖房	1室1時間につき	50円

西条市西条運動公園総合プール、西条市東予運動公園プール

西条市プール設置及び管理条例 別表(第5条、第10条関係)

使用料		
個人	大人	1人1回 450円
	高校生・中学生	1人1回 300円
	小学生	1人1回 150円
団体	引率者のある30人以上の小学生	1人1回 120円

西条市市民公園多目的広場使用料

西条市有料公園施設設置及び管理条例 別表第2(第4条関係)

公園名	有料公園施設 の名称	使用料			
西条市西 条市民公 園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	280円
				小学生以下・中学生・高校生	130円
			全面	一般・学生	550円
				小学生以下・中学生・高校生	260円
		夜間照明 施設 1時間	半面		780円
			全面		1,570円
	シャワー	一回につき			100円

- 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

西条市民公園テニスコート使用料

西条市テニスコート設置及び管理条例 別表(第6条、第12条関係)

名称	使用区分			使用料
西条市西条市民公園 テニスコート	テニスコート	1面 1時間	一般・学生	300円
			小学生以下・中学生・高校生	160円
	夜間照明施設	1面 1時間		380円

備考 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

西条市東予体育館使用料

西条市体育館設置及び管理条例 別表第4(第6条、第12条関係)

1 第5条第1項の場合

(単位：円)

区分					使用時間				備考	
					9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	1時間 ごと		
主 競 技 場	全 面 使 用 の 場 合	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴 収しない場 合	一般・学生	1,980	3,300	3,300	660	個人使用の場合	
				中学生以下	990	1,650	1,650	330	一般・学生 1人1回につき	
				入場料を徴 収する場合	一般・学生	5,940	9,900	9,900	1,980	150
				中学生以下	2,970	4,950	4,950	990	中学生以下	
		アマチ ュアス ポーツ 以外		入場料を徴収しない場合	7,920	13,200	13,200	2,640	1人1回につき	
			入場料を徴収する場合	15,840	26,400	26,400	5,280	70		
		2分の1以下の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額				
		格 技 場	全 面 使 用 の 場 合	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴収しない場合	600	1,200	1,500	300	個人使用の場合
	入場料を徴収する場合				2,400	4,800	6,000	1,200	一般・学生 1人1回につき	
	アマチ ュアス ポーツ 以外			入場料を徴収しない場合	5,700	9,600	12,450	2,400	150	
入場料を徴収する場合				11,400	19,200	24,900	4,950	中学生以下 1人1回につき 70		
2分の1以下の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額						
卓 球 場	全 面 使 用 の 場 合		アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴収しない場合	510	680	1,020	170	個人使用の場合	
		入場料を徴収する場合		1,020	1,360	2,040	350	一般・学生 1人1回につき		
		アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料を徴収しない場合	1,920	3,320	4,200	700	150		
			入場料を徴収する場合	3,840	6,640	8,400	1,570	中学生以下 1人1回につき 70		

2分の1以下の部分を使用する場合			全面使用料の2分の1に相当する額	
トレーニング室	普通		1人1回につき	220円
	回数券		11枚綴	2,200円
会議室（1室につき）			1時間当たり	220円
放送設備	アマチュア	入場料を徴収しない場合	一回につき	2,250円
		入場料を徴収する場合	一回につき	4,500円
	アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	一回につき	9,000円
		入場料を徴収する場合	一回につき	18,000円
シャワー			一回につき	100円

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

2 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

ビバ・スポルティアSAIJO使用料

西条市屋内運動場設置及び管理条例 別表第1(第6条、第12条関係)

1 主競技場

(1) 市内の利用者

ア 全面使用

使用区分			単価	使用料
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	6,000円
			半日につき	21,000円
			1日につき	36,000円
		高校生以下	1時間につき	3,000円
			半日につき	10,500円

	入場料を徴収するとき	一般・学生	1日につき	18,000円
			1時間につき	12,000円
			半日につき	42,000円
		高校生以下	1日につき	72,000円
			1時間につき	6,000円
			半日につき	21,000円
			1日につき	36,000円
			1時間につき	12,000円
			半日につき	42,000円
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき		1日につき	72,000円
			1時間につき	24,000円
			半日につき	84,000円
	入場料を徴収するとき		1日につき	144,000円
			1時間につき	24,000円
			半日につき	84,000円

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分			単位	使用料		
				A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	1,500	1,200	450
			半日につき	5,250	4,200	1,570
			1日につき	9,000	7,200	2,700
		高校生以下	1時間につき	750	600	220
			半日につき	2,620	2,100	780
			1日につき	4,500	3,600	1,350
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	3,000	2,400	900
			半日につき	10,500	8,400	3,150
			1日につき	18,000	14,400	5,400

(2) 市外の利用者

ア 全面使用

使用区分			単価	使用料
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	9,000円
			半日につき	31,500円
			1日につき	54,000円

	入場料を徴収する とき	高校生以下	1時間につき	4,500円
			半日につき	15,750円
			1日につき	27,000円
		一般・学生	1時間につき	18,000円
			半日につき	63,000円
			1日につき	108,000円
		高校生以下	1時間につき	9,000円
			半日につき	31,500円
			1日につき	54,000円
アマチュアスポー ツ以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	18,000円
			半日につき	63,000円
			1日につき	108,000円
	入場料を徴収するとき		1時間につき	36,000円
			半日につき	126,000円
			1日につき	216,000円

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分			単位	使用料		
				A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアス ポーツ	入場料を徴 収しない とき	一般・学生	1時間につき	2,250	1,800	670
			半日につき	7,870	6,300	2,350
			1日につき	13,500	10,800	4,050
		高校生以下	1時間につき	1,120	900	330
			半日につき	3,930	3,150	1,170
			1日につき	6,750	5,400	2,020
アマチュアス ポーツ以外の もの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	4,500	3,600	1,350
			半日につき	15,750	12,600	4,720
			1日につき	27,000	21,600	8,100

(3) 合宿を目的とする利用者で市内に宿泊するもの

ア 全面使用

使用区分		単価	使用料
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	7,200円

		半日につき	25,200円
		1日につき	43,200円
	高校生以下	1時間につき	3,600円
		半日につき	12,600円
		1日につき	21,600円
	アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき 14,400円
			半日につき 50,400円
			1日につき 86,400円

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分		単位	使用料(円)		
			A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	1,800	1,440	540
		半日につき	6,300	5,040	1,890
		1日につき	10,800	8,640	3,240
	高校生以下	1時間につき	900	720	270
		半日につき	3,150	2,520	940
		1日につき	5,400	4,320	1,620
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	3,600	2,880	1,080
		半日につき	12,600	10,080	3,780
		1日につき	21,600	17,280	6,480

(4) 合宿を目的とする利用者で市外に宿泊するもの

ア 全面使用

使用区分		単価	使用料
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	24,000円
		半日につき	84,000円
		1日につき	144,000円
	高校生以下	1時間につき	12,000円
		半日につき	42,000円
		1日につき	72,000円
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	48,000円
		半日につき	168,000円

	1日につき	288,000円
--	-------	----------

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分		単位	使用料(円)		
			A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	6,000	4,800	1,800
		半日につき	21,000	16,800	6,300
		1日につき	36,000	28,800	10800
	高校生以下	1時間につき	3,000	2,400	900
		半日につき	10,500	8,400	3,150
		1日につき	18,000	14,400	5,400
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	12,000	9,600	3,600
		半日につき	42,000	33,600	12,600
		1日につき	72,000	57,600	21,600

2 照明施設

単位	全面使用の場合の使用料	部分使用の場合の使用料		
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
1時間につき	3,320円	830円	660円	160円

3 会議室

単位	使用料		
	会議室1	会議室2又は3	会議室4
1時間につき	150円	300円	220円
半日につき	520円	1,050円	780円
1日につき	900円	1,800円	1,350円

備考 1 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含む。

2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 1日とは、午前9時から午後5時までをいう。

4 半日とは、4時間とする。

5 上記の1の(1)及び(2)の表において、アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収する場合であっても、営利を目的としないものは、同表のアマチュアスポーツ以外入場料を徴収しない場合の料金を適用する。

6 上記の1の(1)及び(2)の表において、アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しない場合であっても、付随的に営利を得ることがあるものは、同表のアマチュア

スポーツ以外 入場料を徴収する場合の料金を適用する。

7 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の使用料は、上記の表の金額に100分の80を乗じて得た金額とする。

8 使用料の算出について、上記の表及び前各項の基準により難しい場合は、市長が別に定める。

9 主競技場の利用者は、主競技場の使用料を負担することにより、トレーニング室及び会議室を使用することができる。

西条市屋内運動場設置及び管理条例 別表第2(第6条、第12条関係)

トレーニング室

単位	使用料
1人1回につき	220円
回数券11枚	2,200円

西条市屋内運動場設置及び管理条例 別表第3(第6条、第12条関係)

設備、備品

区分	単位	使用料
放送施設	一式1回につき	2,250円
ピッチングマシン	1台1回につき	1,500円
シャワー	1回につき	100円

西条市屋内運動場設置及び管理条例 別表第4(第6条、第12条関係)

物品販売店の設置

単位	使用料
1店1日につき	900円

備考 1 物品販売店の面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

2 移動物品販売については、別に定める。

西条市東予運動公園多目的広場、同球技場、同海浜広場使用料

西条市有料公園施設設置及び管理条例 別表第2(第4条関係)

西条市東予運動公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	410円
				小学生以下・中学生・高校生	190円
			全面	一般・学生	820円
				小学生以下・中学生・高校生	390円

	球技場	1時間		一般・学生	1,650円
				小学生以下・中学生・高校生	820円
		部分使用		2分の1以下の部分を使用する場合は、全体使用料の2分の1に相当する額	
	海浜広場	テントサイト	1張り1日につき		220円
		貸しテント	1張り1	10人用	2,250円
			日につき	6人用	1,500円
	物品販売店 (屋外)	1店1日につき			450円

- 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

西条市東予運動公園テニスコート使用料

西条市テニスコート設置及び管理条例 別表(第6条、第12条関係)

西条市東予運動公園テニスコート	テニスコート	1面 1時間	一般・学生	320円
			小学生以下・中学生・高校生	160円
	練習コート			無料
	夜間照明施設	1面 1時間		380円

備考 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

西条市丹原B&G海洋センター

西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例 別表(第7条、第14条関係)

1 プール使用料

区分	使用料(2時間以内)
幼児	150円
小・中学生	300円
高校生・一般	450円

備考 幼児とは、小学校入学前の者をいう。

2 物品販売店設置の場合

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900円

物品販売店(屋外)	1店1日につき	450円
-----------	---------	------

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表 5

西条市体育施設の使用時間及び休館（業）日

別表 1 の体育施設の使用時間及び休館（業）日は、次のとおりであるが、特に必要があるときは、スポーツ健康課の承認を得て、変更することができる。

ア 総合体育館

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	ア 年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで） イ 毎週月曜日 ウ 月曜日が国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日とする。）

イ ひうち体育館

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	ア 年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで） イ 毎週火曜日 ウ 火曜日が国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日とする。）

ウ ひうち球場

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休業日	年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

エ ひうち陸上競技場

使用時間	ア 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 午前 9 時から午後 8 時まで イ 10 月 1 日から 3 月 31 日まで 午前 9 時から午後 7 時まで
休業日	年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

オ 西条運動公園総合プール

使用期間	7 月 1 日から 8 月 31 日まで
使用時間	ア 7 月 1 日から 7 月 19 日及び 8 月 20 日から 8 月 31 日まで 午前 10 時から午後 6 時まで イ 7 月 20 日から 8 月 19 日まで 午前 10 時から午後 7 時まで

カ 東予体育館

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	ア 年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで） イ 毎週月曜日 ウ 月曜日が国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日とする。）

キ 東予運動公園野球場

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休業日	年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

ク ビバ・スポルティア SAIJO

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

ケ 東予運動公園多目的広場

使用時間	ア 夏期（4月から9月） 午前8時30分から午後7時まで イ 冬期（10月から3月） 午前8時30分から午後5時まで
休園日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

コ 東予運動公園球技場

使用時間	ア 夏期（4月から9月） 午前8時30分から午後7時まで イ 冬期（10月から3月） 午前8時30分から午後5時まで
休園日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

サ 東予運動公園テニスコート

使用時間	午前8時30分から午後10時まで
休館日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

シ 東予運動公園海浜広場

使用時間	終日
休園日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

ス 東予運動公園プール

使用期間	7月1日から8月31日まで
使用時間	ア 7月1日から7月19日及び8月20日から8月31日まで 午前10時から午後6時まで イ 7月20日から8月19日まで 午前10時から午後7時まで

セ 西条市民公園テニスコート

使用時間	午前9時から午後10時まで
休園日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

ソ 西条市民公園多目的広場

使用時間	午前9時から午後10時まで
休園日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

タ 丹原B&G海洋センター

使用時間	午前10時から午後9時まで
休館日	ア 年末及び年始（12月29日から翌年1月4日まで） イ 毎週月曜日 ウ 月曜日が国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日とする。）